

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F
TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 使用電力削減・節電に対応した働き方を考える

◆厚生労働省による対応

今夏、東日本を中心に、平日の9時から 20 時までの間に電力が不足するおそれが指摘されています。

そこで、厚生労働省では、夏場の電力不足への対策として「労働時間の短縮」や「始業・終業時刻の変更」などを実施する企業（東京電力・東北電力の管内）の相談に対応するための窓口を、労働基準監督署などに設置する方針を発表しました。

また、新聞報道によれば、「変形労働時間制」の導入企業が年度途中でスケジュールを変更できるよう、同省が特例を認める考えも示しています。

◆使用電力削減・節電の具体策

帝国データバンクが発表した「夏季の企業活動に関する意識調査」の結果によれば、71.4%の企業が今夏に「節電を実施する」としています。「節電は実施しない予定」の企業は9.6%でした。

企業の使用電力削減・節電への取組みの例として、「労働時間の短縮」「始業・終業時刻の変更」の他、「所定休日の変更」、「連続休業・休暇の活用」などが考えられます。

これらのことを実施する際には、就業規則の変更・届出が必要となってくる場合がありますので注意が必要です。

◆社員への配慮も必要

制度変更を行う際には、家庭で育児・介護等が必要な社員など、始業・終業時刻や所定休日の変更への対応が困難な事情を抱える社員についての配慮が必要です。

業務や家庭の事情などを勘案したうえで、「フレックスタイム制」や「在宅勤務制度」などを活用することも考えられます。

◆日々の意識が大切

使用電力削減・節電への取組みについては、普段からの心がけも大切です。

個人と会社で行うことのできる対策には異なる点がありますが、使用しない家電製品のコンセントを抜いておく、天候に合わせて照明を点ける時間を調整するなど、改めて普段の生活を見直してみることもよいのではないのでしょうか。

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

CARREL の“使命”です。

CARREL の 6 つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約 10 年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、LEC 東京リーガルマインドにて社労士講座等の講師を担当。

7月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分>
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

11日

- ◇ 労働保険の概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書の提出期限
<6月1日~7月11日>
[都道府県労働局または労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚年被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
<7月1日~11日>
[年金事務所または健保組合]

15日

- ◇ 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出
[税務署]
- ◇ 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

31日

- ◇ 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- ◇ 固定資産税<都市計画税>の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- ◇ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月~6月分>
[労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

2. 労使トラブルに「合同労組」が関与するケースが増加

◆「合同労組」関与の事件割合が過去最高

近年、労使トラブルに「合同労組」「ユニオン」などと呼ばれる団体が関与するケースが増えていると言われていますが、そのことがデータ上からも明らかになりました。

先日、中央労働員会から、「平成22年全国の労使紛争取扱件数まとめ」が発表されましたが、「合同労組」が関与した集団的労使紛争事件の割合が69.8%（前年比3.1%増）となり、過去最高となったことがわかりました。

◆「合同労組」の特徴

この「合同労組」には、“柔軟路線”をとる組合、イデオロギー性の強い“労使対立路線”をとる組合など、その性格は様々です。また、“労使対立路線”の組合の中にあっても、冷静に落としどころを考える組合、逆にあまり考えない組合もあるようです。

さらに、組合の交渉担当者によって会社への対応が変わってくるケースもあります。また最近では、小規模な「地域労組」（コミュニティ・ユニオン）と言われる団体も増加しており、組合としての統制が本当にとれているのか、疑問の生じるケースもあるようです。

◆駆け込み訴え事件の増加

労働者が、労使トラブルの解決のため合同労組に加入し、その合同労組が使用者に団体交渉を申し入れてくる例も多くなります。

先ほどの中央労働委員会のまとめでは、懲戒や解雇などの処分を受けた後に労働者が加入した組合から調整の申請があった「駆け込み訴え事件」の占める割合は36.8%（前年比横ばい）で、過去最高となっています。

◆対応として重要なことは？

これら「合同労組」「ユニオン」などから団体交渉の申し入れがなされた場合、初めにとるべき対応が重要となります。安易に団体交渉の申し入れに応じてはいけませんし、組合側が求めてくる「労働協約」の締結要求にも注意が必要です。

団体交渉の申し入れがあった場合には、専門家に相談する等しながら、しっかりと事前準備を行うことが重要です。

7月の花歳時記

【七夕】

7月7日。陰暦7月7日夜、夫婦星といわれる牽牛星と織女星は天の川にかかる、かささぎの橋を渡って年に一度だけ会うことが許されるという伝説。この日降る雨は催涙雨（さいるいう）その雨は二人が逢瀬で流す涙といわれます。

